

科学技術・学術政策研究所情報公開委員会規程

平成13年4月1日

所長達第5号

一部改正 平成18年4月1日

所長達第7号

一部改正 平成18年4月1日

所長達第7号

一部改正 平成28年3月28日

所長達第10号

(設置)

第1条 科学技術・学術政策研究所（以下「本研究所」という。）に科学技術・学術政策研究所情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本研究所の情報公開の円滑な実施のため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開に係る規程の制定及び改廃に関する事
- (2) 情報公開の実施体制に関する事
- (3) 開示・不開示の判断基準に関する事
- (4) 行政文書の開示・不開示に関する事
- (5) 開示実施手数料の減額又は免除に関する事
- (6) 不服申立てに関する事
- (7) 訴訟に関する事
- (8) 行政文書の管理に関する事
- (9) その他情報公開の円滑な実施に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 総務研究官
- (3) 総務課長
- (4) その他所長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、所長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する